

経済建設常任委員会会議記録

- 1 日 時 令和5年12月14日(木) 午前9時57分～11時39分
- 2 場 所 第2委員会室
- 3 出席委員 山宮委員長、大東副委員長、齋藤(智)、相澤、木内、野村 各委員
- 4 傍聴人 上毛新聞沼田支局記者 1名
- 5 傍聴議員 小野塚議員
- 6 説明者 山口経済部長、青柳産業振興課長、大竹農林課長兼農業委員会事務局長、
地野観光交流課長
渡邊都市建設部長、武井建設課長、松井都市計画課長
- 7 事務局 原事務局長、倉澤主査
- 8 議 事 (1) 経済部各課の所管・調査事項報告
(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換
(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告
(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換
(5) 今後の日程について

9 会議の概要

(1) 経済部各課の所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第3の(1)、経済部各課の所管事項報告に入る。

ア 産業振興課

・所管・調査事項報告

○委員長 最初に、産業振興課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。
産業振興課長。

○産業振興課長 それでは、産業振興課の所管について報告する。

所管・調査事項報告の1ページを御覧いただきたい。

調査事項の1、特定地域づくり事業協同組合制度の本市での活用についての検討状況について御説明する。1枚めくっていただき、2ページの資料を御覧いただきたい。1、制度の概要の(1)趣旨であるが、人口が急減している地域においては、事業者単位で見ると年間を通じた仕事がなく、安定的な雇用環境、一定の給与水準を確保できない、といった課題が人口流出の要因となっていることから、令和2年6月4日施行の、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく、特定地域づくり事業協同組合制度により、地域の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創出し、組合で職員を雇用し事業者に派遣することにより、地域の担い手を確保するものである。

(2)の実施効果であるが、制度を活用することにより安定的な雇用環境と一定の給与水準を確保した職場をつくり出し、地域内外からの人材確保が可能となる。

(3)活用方法としては、農業、観光業等を組み合わせた雇用や、伝統工芸・地場産業、公共的事業の担い手としての雇用、移住者の雇用の受け皿、あるいは一定のスキルを持った職員の雇用など、様々な方法が考えられる。一例であるが、例えば派遣職員が5人であった場合、2人は宿泊業、農業、スキー場、飲食業、こども園などに月割りで勤務し、

2人は製造業に通年、1人は介護・ケアマネ事業者に通年で勤務するなど、柔軟な働き方が可能となる制度である。

(4) 財源措置であるが、国が交付金のメニューを用意し、派遣職員人件費や事務局運営費などの組合運営費について2分の1の範囲で、国と市町村それぞれ2分の1ずつの公費支援を受けることができる。また、市町村が負担する額の2分の1について、特別交付税措置されるほか、組合設立支援に関する市町村負担額についても、特別交付税措置がされる。例えば、派遣職員6名にそれぞれ上限400万円の人件費を支払う場合、運営費総額は2,400万円となるが、うち2分の1の1,200万円を登録事業者からの利用料金で賄い、残りの2分の1の1,200万円を市町村からの助成金で賄うとして、市町村の助成金1,200万円のうち2分の1の600万円が国の交付金として交付され、残りの600万円の2分の1の300万円が特別交付税で賄われるため、市町村の負担は運営費総額の8分の1の300万円となるなど、国の財政支援が手厚い制度となっている。

先進事例としては、認定第1号となった島根県海士町が有名であるが、群馬県ではみなかみ町の協同組合が昨年9月27日に第1号として認定されており、3ページに概要を記載している。

また、1枚めくっていただき、4ページに制度の概要を図にした国の資料を掲載している。

本市での活用についての検討状況ということであるが、市内のある企業から人手不足の悩みをお聞きした際に、「例えば半日農業に従事した後の時間で勤務してもらうのでもかまわない」とおっしゃっていたのが印象に残っており、マルチワーカーのニーズは地域に少なからずあるのではないかと感じている。

一方で、事業協同組合の設立に当たっては4事業者以上の発起人の選定が必要など、それなりのハードルはあり、担い手がしっかり確立される必要があるという認識である。

みなかみ町役場の担当者に状況を伺ったところ、民間事業者の熱意があって、民間主導で事業協同組合を立ち上げ運営を行っているとのことであり、町としては県の認定の手続や財政的な支援、周知広報などの役割を担っているとのことであった。

国の財政支援もあり、安定的な雇用環境と一定の給与水準が確保され、移住・定住の促進につながる有効な制度であると認識しているので、所管課としても制度の積極的な周知や事業者や関係機関のニーズの把握に引き続き努めてまいりたいと考えている。

説明は以上である。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行いたいと思う。まず調査事項1、特定地域づくり事業協同組合制度の本市での活用についての検討状況について。相澤委員。

○相澤委員 今、課長の説明にもあったように、少なからずこういった、この時間帯だけ労働者が欲しいだとか、この期間にだけ労働者が欲しいだとか、そういった事業者の方が多数いると思う。逆に地域外の方々の意見を聞くと、例えば冬季に沼田に来たりだとか、スキーだとか、ウィンタースポーツを楽しみたい。それで通年仕事があれば移住したいという要望もあるという話を自分は個人的に聞いているので、こういった施策が進むことによって移住の関係にもいいのかなというふうに考えている。所管というか課は違う課になってしまうが。沼田市にとってすごく有益なことだと思う。そしてさっきの説明にもあったように、市の負担額はかなり小さいもの、負担割合が小さいものとなっているので、こ

ういった事業を使っていくというのが非常にいいことと思うので、ハードルはあるという御説明であったが、引き続き沼田市でできるように取り組んでいってもらえるのがいいと思うので、検討をぜひよろしく願います。以上である。お願いだけで答弁は結構である。
○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で産業振興課を終了する。

イ 農林課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて、農林課の所管に係る事項について報告及び説明願う。農林課長。

○農林課長 農林課の所管事項報告及び調査事項報告について説明させていただく。

前回の委員会において意見交換のあった事項について調査報告をさせていただく。

ぬまたブランド農産物認証製品の販売状況と販路拡大への取組についてであるが、資料6ページから8ページを御覧いただきたい。

まず、ぬまたブランド農産物認証製品としては、令和5年4月1日時点で70製品であり、販売状況としては、令和5年度については現在集計中であり、詳細の確認はできていないが、6月の委員会でも報告させていただいたが、令和4年度末時点での売上額としては、自己報告であるが約12億2,500万円、令和3年度末が約14億210万円であったので、減少傾向となっていた。

原因としては、やはりコロナ関連によるものと考えている。

また、販路拡大の取組についてであるが、認証製品については市のホームページ、広報、SNS等を活用した周知を行うとともに、市のふるさと納税返礼品への活用、ビジネス商談会への出展、都市部でのマルシェへの出店、市内外の各種イベントへの出展などにより、周知と販路開拓・拡大の支援を引き続き実施してまいりたいと考えている。

次に、沼田市産木材の活用について、販売についてどう取り組んでいくかであるが、大変申し訳ないが資料の添付はない。

沼田市産木材の活用についてであるが、良質材は渋川市または藤岡市の県産材センターや市場へ主に出荷されているが、その他の木材についてはチップやおが粉用などとして利用されている。

先月の委員会でも報告したが、今後の地域木材のさらなる活用の取組としては、低価格で処理されているその他の木材について、関係機関と連携して研究を進めてまいりたいと考えている。

以上、農林課の報告とさせていただく。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を行う。まず調査事項1、ぬまたブランド農産物認証製品の販売状況と販路拡大への取組について。副委員長。

○副委員長 例えばお米だと品評会みたいなものがある、そういうところでブランド力をつけていく、知名度を上げていく、というような、雪ほたかなんかまさにそのとおりだと思うが、先月だか今月の初めぐらいにも、新潟県津南町でお米の品評会があったみたいで、そこに利根実業高校のお米が出て、結構いい賞を取ったみたいである。そういうことで取組はされてはいるが、いろいろな品評会に出すことによって、そういう知名度を上げ

ていくみたいな取組については、どのような検討や取組がされているのか。あればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 大東副委員長がおっしゃるように、品評会は1つの手段という形で考えている。まだ農林課のブランド農産物に関しては、進んで品評会に出展しましょうとかそういうことはしていないが、先ほどおっしゃったお米なんかは、12月に品評会があり、利根実業高校さんが高校部門で優秀賞、それとあと金井農園さんが大規模農業の関係で金賞を受賞されている。そういった中で、ブランド認証とは言わないが、沼田産の農産物の販路拡大という形では1つのいい手段かなとは思っているの、その辺は情報収集して皆さんへの周知もしていきたいと思っている。

○副委員長 そういうところに積極的に出させていただいて、認知度を高めていくということは、ぜひ取組を進めていただきたい。だから生産者の方々と協議をしながらPRを含めて取り組んでいただきたい。それともう1つあるが、これは観光交流課がやっているが、新宿区との交流の中で、新宿区のイベントに沼田産の農産物を持って行って販売をしているが、非常に評判がよくてすぐ売り切れてしまうと。それで落合のときだったか、新宿区の落合のイベントに行ったときに、レストランのシェフの方が来て、大量に買い込んでいた。それで話を聞いたら、沼田のものは非常にいいからだということで、大量に購入されていたのだが、そういう交流のある都市なんかに対して個別に販売をしていくような取組、新宿区だとか、まあ今ちょっとコロナでいろいろなところのイベントに出かけられていないが、コロナが落ち着いてきているから、特に新宿区との交流が続いているわけであるから、そういった機会を通じて沼田産のものを紹介して、実際そういうレストランだとか飲食店なんかに使ってもらうような取組というのは、進めてもいいのではないかなと思うが、何らかの検討がされていればお聞かせいただきたい。

○農林課長 そういったことで東京とかに出展、出展というかマルシェみたいな形で取り組んでいる部分なんかも非常にいい取組だと思うが、今年度としては、10月25日にテラス沼田1階の多目的スペースで首都圏バイヤーとのマッチング支援事業を行い、生産者11名、ぬまたブランド農産物認証者が14名、それと東京や県内・県外含めてバイヤーさんが35名参加していただき、マッチング等を行った。アンケートもとって、かなり好評をいただいて、もっと事前に周知が欲しいとか、いろいろなことも指摘があったので、今後そういったことも含めながら進めていきたいと考えている。

○副委員長 いろいろな取組が検討されているということでよく分かった。こういうブランド農産物の販路を拡大していくということの戦略を立てていく必要があると思う。先ほど課長がおっしゃったように、バイヤーとのマッチングだとか新宿区をはじめいろいろな都市部でのイベントに沼田産の農産物を持っていく。また、いろいろな品評会があればそこに積極的に出展をしながら、沼田産の農産物、米が多分中心になると思うが、そういったもののPRをしていくというような、いろいろな戦略を立てて生産者をそういう方向に、参加をしてもらうような誘導をしていく必要があるのではないかと。現時点ではなかなかまだ生産者自体が自力で取り組むようにはなっていないと思うので、そこは今の段階では行政が一定の誘導をしていく必要があると思うが、生産者との協議をこれからどうふうに進めていくのかとか、新年度に向けた取組の予定などがあれば最後にお聞かせいただきたいと思う。

○農林課長 今現在農林課のほうでやっているブランド及び6次産業化については、推進協議会を立ち上げ進めている状況であり、それ以外についても関係機関、J A及び群馬県と連携しながら取り組んでいきたいと考えている。よろしく願います。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に、沼田市産木材の活用について、販売についてどう取り組んでいくかについて。副委員長。

○副委員長 続けて申し訳ないが、今の沼田の森林というか木材というのは、ちょうど伐期を迎えていて、切らなければならない時期を迎えている木が非常に多いのではないかと思うので、積極的な販売に取り組んでいく必要があると思うが、先ほど課長が県産材のセンターに出荷をしているということなのであるが、やはりそういう中で沼田の木を買ってもらえるようなPRというか、そういう販売に向けた取組をもう少し本格化させていく必要があるのではないかと思うが、県産材のセンターに出している、ただそれは優良木材だけだから、多分そんなに、全体から見れば多くはないのだと思うのである。であるから相対的に木材の販売の量を増やしていくということについて、どういう検討がされているのか、あればもう一度お聞かせいただきたい。

○農林課長 沼田市内の民有林における60年以上の樹木はもう全体の40%、もう伐期を過ぎている状況が、かなり進んでいる状況ではある。ただ、先ほど言ったように民有林であるので、農林課のほうとしても森林環境譲与税を使って、ここ何年か、前から始めている森林整備計画から進めていって、今のところ下発知、屋形原で伐採の計画等を進めているところであるので、その辺も含めながら、やっていただくのは森林組合さんに決定しているので、その辺と協議しながら、また県の指導も仰ぎながらやっていきたいと思っているので、その辺は今後研究していきたいと思う。

○副委員長 もう60年以上の木が40%ということではちょっとびっくりしたのであるが、これは早急に何らかの対応をしていかないといけない時期を迎えているのだなというのを改めて思った。それで、実際には民有林なんかは森林組合さんに委託というか、お願いをして、伐採を進めていくことになるわけであるから、森林組合をもっと大きくしていくとか強くしていく必要があるのではないかと。であるから、森林組合が民有林の伐採を積極的に進められるような、人材の確保の支援だとか、財政的な支援、また資材だとか技術の向上だとか、そういったトータル的な、総合的な森林組合に対する支援、それと合わせた形で民有林の伐採を森林組合が積極的に取り組めるような仕組みをつくっていく必要があるのではないかと思うが、そういったことについて森林組合と何らかの協議はされているのか、あればお聞かせいただければと思う。

○農林課長 今までも国の補助制度、それと群馬県の補助制度を活用し機械の購入費補助とか、先ほど言った人材育成の補助もやっており、今後もその辺を県と連携しながら進めていきたいと考えている。

○副委員長 伐期を過ぎている木材が非常に多くなってきているから、積極的に森林の整備をしていく必要があるのではないかというふうに思うので、森林組合といろいろと協議を進めながら、また支援もしながら取組を進めていっていただきたいと思う。それと現在切り出した木を県産材センターに持っていっているということだが、昔は市内にたくさ

ん製材所があったのではないかという記憶があるが、市内に製材所があることによって林業の活性化につながっていくのではないかと。これは産業振興課の話になるが、そういった製材所の誘致だとかも含めて、多面的に森林の活性化、木を切つてというだけではなくて、使ってもらえるような製材所とか、バイオマスの発電所はどうかというのはちょっとあるが、そういった木を使う企業というか、そういったものの誘致も進めながら、森林の整備等に取り組んでいく必要があるのではないかと。特に製材所というのは、昔はたくさんあった気がするが、それが沼田の林業を支えていたという側面もあったのではないかと思うが、そういった製材所やバイオマス発電を含めた企業の誘致と合わせた森林の整備、林業の活性化に向けては何らかの検討がされているのか、最後にお聞かせいただければと思う。

○農林課長 今までも製材業等、いろいろ相談に乗ったり話をしてきた中で、なかなか細かく進めていったことは今までなかったような状況であるので、今後、先ほども言った産業振興課も含めて、関係する機関と連携して取り組んでまいりたいと考えている。

○委員長 ほかに。相澤委員。

○相澤委員 販売についてどう取り組んでいくかということが書かれているが、販売だけでなく、例えばこの間の答弁で高橋場町の木を緑の基金で切ってもらえるというような話があったが、そちらは、切った後の利用というのは県の決まりで使えないというようなお話を伺ったが、市単独で木を切る場合は、その用途については制限がないものかと思うので、例えば市内のベンチだとか遊具だとかを造るときにそちらの木を使わせてもらうことは可能か。

○農林課長 先月の委員会でも報告させてもらったが、県の補助事業では搬出までは補助金の中には含まれていないので、活用するのであれば市費を使って搬出と加工等を行っていくことになっていくと思う。相澤委員がおっしゃるように、それを活用して先月言ったようにベンチとか、そういうふうに活用する分には市費を使うのであれば、全然縛りはないので、その辺はもしそういう案があれば、検討させていただきたいと思う。

○相澤委員 ぜひ検討よろしく願います。市で切った木を、それを地域に何か利活用できることで、森林文化都市としての意思表示ができるのかなと思っているので、他の課との協力も必要になるかと思うが、どうぞ検討のほどよろしく願います。以上である。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で農林課を終了する。

ウ 観光交流課

・所管・調査事項報告

○委員長 続いて観光交流課の所管に係る事項について、報告及び説明をお願いします。観光交流課長。

○観光交流課長 観光交流課に通告のあった調査事項、市内宿泊施設に宿泊した方に市内観光をしてもらう取組についてであるが、まずは本市で取り組んでいる観光宣伝事業の概要を資料に沿って説明する。

まずパブリシティ活動、これは新聞社、雑誌社、テレビ局等への広報活動を行うもので

ある。また、先ほどもお話が出たが、観光キャンペーン等の実施・参加である。今年度においては大阪で行われたお城EXPO、JR上野駅コンコースでのPR事業、また恒例となっている新橋駅前でのキャンペーンなどがあった。

それから利根沼田地域の観光キャンペーンとして、こちらは振興局が音頭をとって実施している事業であるが、利根沼田地域観光キャンペーンをららん藤岡、それから先月になるが、群馬フェア、イオンモール太田で開催されたものに出展している。

また、首都圏を中心とした宣伝・誘客業務として、首都圏の消費者等への宣伝・誘客のほか、マスコミへの広報・宣伝活動も併せて行っている。

また、フィルムコミッション事業を行っており、テレビ等で紹介され、映画であるとかそういったところで本市を取り上げていただくことにより、誘客につなげようということで、併せて取り組んでいる。

以上を行っているほかに、関係人口の創出・拡大や都市間交流事業として、環境や防災の協定を結んでいる新宿区や板橋区、交流都市である港区、鴻巣市、川口市のほか県内では東毛地域の太田市、館林市で開催されるイベントにも出向き、観光のPRや本市物産品や農産物の販売も併せて行っている。

続いて、本題である市内宿泊施設を利用されるお客様へ対してのPRについてであるが、老神温泉のホテル・旅館や玉原高原のペンション・民宿などを利用されるお客様については、観光地である吹割の滝やたんばらスキーパーク、ラベンダーパークといったスポットを訪れるために利用されているのではないかと考えられる。一方で市街地の旅館やビジネスホテルを利用されるお客様は、観光地の訪問や沼田まつりや花火大会といったイベントへの参加・見物といった目的も考えられるが、ビジネスのために本市を訪れる、またはそこを起点として活動するために利用される方が多いのではないかと考えられる。

こういったビジネス目的で宿泊されるお客様については、その時点での市内観光を促すことはなかなか難しいのではないかと考えるが、宿泊施設や近隣のコンビニ、飲食店には本市の観光パンフレットを置かせていただいております、少しでも市内での滞在時間を多くとっていただけるよう、また、この機会とは別に観光として本市を訪れていただけるようにPRを行っているところである。

引き続き、多くの方々に市内観光をしていただけるよう、庁内の関係部署をはじめ、また観光協会などと連携して、効果的なPRであるとか魅力的なコンテンツの造成などについて取り組んでまいりたいと考えている。

調査事項への回答は以上となる。よろしく願います。

○委員長 報告が終わった。内容について順次質疑を受けたいと思う。市内宿泊施設に宿泊した方に市内観光をしてもらう取組について、質疑はあるか。齋藤委員。

○齋藤委員 確認であるが、観光で来るお客さんと仕事で来るお客さんは目的が違うし、ターゲットが違うので、お仕事で来るお客さんがルートインに泊まられていて、その人が観光するかといったら、そういうニーズであったりが薄いのかなというのを、課長の話を聞いて思った。観光で来る人は仕事ではないので旅館に泊まって、ルートインに来る仕事を目的とした人に観光というのは、ちょっと目的が違って、ニーズが違うから、そこは関連させるのが難しいというようなことなのかなと感じたが、そうした認識でよろしいか。

○観光交流課長 今齋藤委員がおっしゃるように、先ほど御説明申し上げたが、観光で行

程まで決めてお越しになるお客様であるとか、あとはビジネスホテル、今旅行される方もビジネスホテルに泊まる方がそれなりにいらっしゃるのだと思うが、そもそも目的が違うと思う。ただ、仕事でこちらに来ていただいた、せっかく沼田市に来ていただいたので、できる限りPRはしていかなければならないと思う。やはり目的が違うのでなかなか難しいとは思いますが。

○齋藤委員 もしかすると大きく観光に連れてくるというよりも、仕事のついでにちょっと、帰るまでにまだ時間があるから、ふらっとどこか寄れるところがないかな、というようなビジネスマンの方が多いのかなというふうに思って、沼田で仕事をして疲れたなど、どこかちょっとリフレッシュして帰るか、そうしたふらっと旅行みたいなものがPRできると、仕事で来た人もふらっと行けるのかな、というふうに思ったが、そのような検討はされたのかどうか、お願いします。

○観光交流課長 そちらの検討ということであるが、正直現時点でそこまでというのはないが、自分も出張に出かけるとお土産とか、ついでにというのは思うところもあるので、先ほど最初の説明で申し上げたが、近隣で寄れるようなところも含めたパンフレットなどを置かせていただいているし、例えばビジネスホテルに泊まる方というのは外にお食事に行かれる方が多く、飲食店もかなり人が増えたという話も聞いているので、そういったところに提案できるものを置かせていただいたり、ルートインでいえば近くに観光案内所も徒歩5分くらいのところにあるので、そういったところに立ち寄っていただいてお土産を買っていただくとか、もっと細かなパンフレットを持って帰ってもらって次の旅行の機会に考えてもらうとか、そういうようなことについては考えている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で観光交流課を終了する。

以上で経済部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。それでは次回の委員会については、事務局からの提案どおり実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長 それではそのように決定する。

以上で経済部を終了する。

(当局退室)

(2) 経済部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは(2)の経済部各課の調査事項検討・意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上、お願いします。木内委員。

○木内委員 電子地域通貨 t e n g o o のことについていろいろ聞かれることが多いわけであるが、その中で令和4年度の収支状況と令和5年度の状況や、また、なかなかお伺いに行っても明確な答えがもらえないというお話を聞く中で、総合チャージ収入であるとか、市税の投入の全体的な金額だとか、国庫支出金等の金額、あとはそのものの状態だとかシ

システムの使用料などについてお聞かせ願いたいと思うので、そんなことを調査として上げてもらえればと思う。

○委員長 ある程度決算書に出ている。予算書もそうであるが。

○副委員長 トータルでどうなっているのかということも含めて聞いてもらうということはやはり必要だと思うし、かなりの税金を投入しているわけだから、それなりの成果というか効果があったというふうには思うし、非常にいい取組だと思うので、上手くいっているほうだと思うから、改めて t e n g o o について仕組みや効果を聞いていただくということはいいのではないかと思う。それで実際交付金がなくなった後どうするかというのは、私はそれを聞いてみようかなと思っている。

○木内委員 あと、当然反対しているものではなく、t e n g o o の取組自体は歓迎、賛成するものではあるが、市税を使っているわけであるから、t e n g o o を当然使わない人もいるわけなので、そういったところの平等性というか、そういったところも疑問に思う発言を聞いたりすることがあるので、それは個人的な意見であってというところもあるが、市税を使っているのが大きな部分であるので、そういったことを分かりやすく皆さんにお示ししてもらえればと思う。

○副委員長 t e n g o o の利用状況を踏まえたもの。始まってからこれまでの t e n g o o の収入や支出がどうなっているか、そういう状況だとか利用状況である。店舗数とかを含めて、そういう今の状況、コロナも含めて状況だとか。どうしてもお店のない地域では使えないから、不公平感というのが出てきてしまうというのがあるから、そこをどう解消していくかということや、これから交付金がなくなったときにはどうしていくのだというのを聞いてみたいと思うのである。そういうことを聞いてもらえばいいのかなと思う。

○委員長 自分から1点よいか。老神温泉の高付加価値の補助金が決まって、これは民間レベルのものなのであるが、沼田市としてどういうふうに関わっていくのか、協議はされているのか、協議をしていればその内容とか、沼田市の対応である。それを調査事項としたい。老神温泉・吹割の滝地域一体観光高付加価値化事業の交付金が決まったのである。みなかみ町は先行で決まって、老神が3回目にチャレンジして、これは観光庁のやつであるが、決まったので。老神温泉も全部の旅館とかではなくて、旅館については4件ぐらいか。あとは老神の観光協会もそこに入っているのであるが、その沼田市との取組。実際はこの人たちでやるのであるが、沼田市もこれは関わっていかないと、実際はできないと思うので、その関わり合いについてどう検討しているのか、検討していればその内容をお聞かせいただければ。

○野村委員 金額はどのくらいの金額なのか。

○委員長 計上したのは5億5,000万円。それで補助見込みで1億9,000万円なのであるが、観光庁から条件がついて、補助額を65%に絞るという話が出ているらしく、条件付きで決まったのである。

○副委員長 具体的にはどんなことをするのか、事業は。

○委員長 旅館の改修と、あと物品である。いろいろ自分も相談されて動いていた話なのであるが、宿泊施設の改修と観光施設の改修、廃墟の撤去である。

○野村委員 体力のある旅館が何軒くらいあるかということである。

○委員長 名前を列記して上げているので、今言われているのが、これは正式にホームペ

ージに載っている話なので、あわしま、仙郷、ぎょうぎの満州、高戸谷の一本松観光りんご園、サンメンバーズ株式会社、これは華亭である。それと上田オペレーションズ、これは店舗とあるが具体的には分からない。あと解体は旧社員寮と出ている。あと観光協会全20事業者でそのメンバーには入っている。それなので一応、民間でやっていくものであるが、補助金自体は国から出てくるので、これは沼田市も黙っているわけにいかないと思うので、いろいろ相談は実際、沼田市のほうにも事業者が来ているので、沼田市がどうやって関わっていくかということをお聞かせいただければありがたい。3回目を通ったのである。

○野村委員 効果を期待である。

○委員長 期待である。この中には内楽橋のライトアップとかそういうのも入っていて、それが実際できるのかは、この65%に減らされる中でどうに関わっていくのか、来年度の話なのであるが。

○副委員長 新年度で。では事業全体の中身も含めて。ホームページに出ているのだから、当然担当課も知っているだろうから、まず事業の全体の中身と、市としてどういうふうに関わっていくのか。せっきくそういうものをやるのだから、それに市がプラスして何か進めてあげればいから。

○委員長 本当はもっと大きくやって、いろいろ直し直しと、本当に結構大変で、観光庁にレクチャーに行ったりとかして、もっと言うとその当時の国交省の政務官に交渉に行ったりお願いしたり、何回も行って、やっと今回決まった。3回目のラストで決まった。

○副委員長 せっきく決まったのだし、それは何とかうまいことをやって。

○委員長 民間だから、というわけにはいかないと思うので、市の関わりについて。

ほかに。木内委員。

○木内委員 ちょっと戻るが、さっき委員長がおっしゃるような事案もそうであるし、さっきの t e n g o o の件もついてもそうなのであるが、目に見えた資料がないままいろいろ説明されても、理解できないことがあるので、さっきの t e n g o o の状況の話で言えば、会計の状況が分かるような資料を示していただいて、またいろいろな相談していけるものにつながればいいと思うので、資料もぜひお願いします。

○委員長 資料も充実させてくれということで、それはもう各課にお願いしている。両方の部に改めてお願いするという形で。

ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりさせていただくのでよろしくをお願いします。

以上で経済部の調査事項の検討と意見交換を終了する。

それでは準備のため休憩する。

午前10時45分～10時49分

(当局入室)

○委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。

(3) 都市建設部各課の所管・調査事項報告

ア 建設課

・所管・調査事項報告

○委員長 それでは、次第の3、(3)都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明に入る。最初に建設課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いします。建設課長。

○建設課長 それでは建設課の調査事項、今年度の除雪の対応・計画について報告する。

除雪については、市内の幹線道路を中心に、基本、業者委託にて除雪を行っている

除雪作業は、降雪量がおおむね10センチメートル以上になるような降り方が想定される場合に実施するとしており、一般車両の通行量が多くなる前が作業の効率もよく、対向車両等の事故防止にもなるため、原則午前7時30分までに除雪作業を完了させることとしている。

降雪量が10センチメートルに達しない場合でも、業者は担当路線をパトロールし、路面凍結によりスリップ事故が起きる可能性が高い坂道や、路面が圧雪・凍結状態になるおそれがある場合は、砂まきや凍結防止剤の散布を実施することとしている。

また、豪雪等の異常降雪により、通常の除雪では車両の通行幅員が確保できないような状況となった場合は、市の指示により排雪を行う場合がある。

今年度における除雪の委託契約については、本庁管内、白沢支所管内、利根支所管内の各地域ごとに地元業者と委託契約しており、各地域の委託業者数及び除雪路線数とその委託延長は、本庁管内は23業者209路線、延長166.1キロメートル、白沢支所管内は10業者205路線、延長80.9キロメートル、利根支所管内は26業者250路線、延長122.5キロメートルを除雪路線として委託契約している。

また、契約期間は12月1日から翌年の3月31日となっている。

次に、市民の皆様への除雪に対するお願いと協力についてであるが、添付資料の1ページであるが、除雪作業に協力を、とした県道路除雪会議が作成したチラシを回覧して、除雪作業への協力をお願いする予定としている。これは明日、旧沼田のみなのであるが、回覧予定である。白沢・利根については個別に案内等を支所が出している。

また、業者への除雪委託となっていない、地域における生活道路の除雪については、市職員による直営にて除雪を行っており、地区より除雪要望等があった際も直営で対応している。

そのほか、自助、共助による除雪活動への支援として、除雪協力いただける団体へは除雪機購入のための補助金、また、自ら所有する除雪機を使用して地域の生活道路となっている市道の除雪に協力いただいた方には、除雪機の運転等に係る経費の一部として助成金の支給を平成29年度より行っており、今年度も行う予定である。以上である。

○委員長 報告が終わった。内容について質疑を行う。まず調査報告事項1、今年度の除雪の対応・計画について。副委員長。

○副委員長 大体今までやってきたことと同じ取組が今年度もされるのではないかと思うが、特に業者に委託をしているということであるが、以前と比べると、これは私の感覚で申し訳ないが、業者の数が減っているのではないかという気がするのである。であるから

委託で大丈夫なのかどうかということを確認させていただきたいということと、特に市街地の場合であると、雪をどけてもなかなか捨てる場所が少ない。畑に捨てるのかそういう場所がないので、よくて道路の脇に寄せる程度で、結果として道路の幅が狭くなって、通学の際に危険性があるわけで、そういったところの排雪の対応については何らかの検討がされているのか。どうしても道路が東西のところは、両脇に家が建っていると日陰ができやすいからなかなか雪も解けない。南北の道路は比較的日当たりがいいからまだ雪解けも早いわけなのであるが。やはりそういう路線を見ながら対応を検討していく必要性があるのではないかと思うが、そういった細かな道路や排雪の関係について何らかの検討がされているのか、あればお聞かせいただければと思う。

○建設課長 最初に、委託業者の数が少なくなっている状況で除雪委託を業者でも大丈夫かということだと思うが、今のところ、ここ5年ぐらいの状況を見てもそんなに委託業者の数は変わっていないと思う。実際業者によっては、除雪ができないので路線数を減らしてほしいという相談もされているが、その際は他の業者さんをお願いして除雪路線を変更していただいて調整を図っている。

2つ目の排雪に対する対応ということだが、確かに降雪量が多くなって道路の脇に寄せてもなかなか解けない状況があり、歩行者の通行の支障になるような場合については、排雪を業者をお願いしている。排雪については61路線、延長37.8キロメートル、路線のほとんどは市街地の路線であるが、実際排雪となるとダンプトラックを入れての作業となるので、交通止め等の通行に対する規制が発生してくるため、業者が単独でということではなく、市と業者で作業時間等をよく協議しながら実施している。また、状況によっては市職員による直営での排雪作業も行っている。昨年の例では、沼田北小の付近の市道桜が丘線について、一部排雪をしてくれということで地元の要望もあり、委託業者に現場を確認させて、排雪を依頼したというケースもある。以上である。

○副委員長 結構機敏に対応していただいているのかなという感じはするが、雪がないときはいいが、雪が降った後の除雪というのは、なかなか市民の方々からいろんな意見が出ているというのは、これはもうずっと昔から続いていることだと思うので、そこら辺のところはしっかりと対応していただきたいなというふうに思う。それと先ほど課長が1回目の説明の中で話していただいた除雪機の購入の補助だとか、除雪に対してガソリン代の補助をされているが、今分かれば結構なのであるが、除雪機の購入の補助を大体どれぐらいされていて、除雪に対する補助というのは年間どれぐらいされているのか、分かれば教えていただければと思うが、もし数字が分からなければ結構なのであるが、それと子供たちが通学をするときに使う歩道は、除雪は業者もしない、市もしないわけなので、一定そういう業者や市がやれない、手が届かないような細かなところを、除雪機を購入した町だとか、また補助金も出るわけであるから、そういったところをお願いをして歩道の除雪をしてもらおうとか、狭い道については、こういう補助金もあるからぜひ町で、少し地域でやってもらえないかみたいな協議も進めていく。もう全て行政だけで対応するというのは、なかなか難しい状況になっていると思うので、その地域との連携というか、地域も含めた取組というのをこれから検討していかなくてはならないのではないかと思うが、そういった地域との関わりというか一体となった取組等については、何らかの検討がされているのか、あればお聞かせいただければと思う。

○建設課長 まず最初に、排雪協力金、助成金の数であるが、平成28年度から令和4年度まで6年間で活動回数にして315回である。1回2時間程度の活動ということで、それが315回。年度によって回数はまちまちなのであるが、一番多かったのが令和3年度で101回の助成金の請求があった。

除雪機の購入については、平成29年度から令和4年度までで28団体、28台購入されている。

地区別に見ると旧沼田市内が15台、利南地区が5台、薄根地区が1台、池田地区が1台、川田地区2台、白沢地区が2台、利根地区が2台で、全部で28台となっている。

次に、あと地域との取組ということであるが、除雪機の購入補助、活動助成金の補助については広報等で案内を行っており、除雪機の購入は町内で班単位、区単位、または地域住民の方で10名以上集まっていたいただいた方々の団体に限られるが、その購入補助ということで購入費の8割を補助している。限度額は30万円で、大きな除雪機の購入はちょっと無理だと思うが、細い路地等にかく、通学路、歩道等にかくには十分な除雪機が購入できるのではないかと思う。地域で歩道を除雪したいので除雪機の購入をしたいという話があれば、説明にも伺うし、補助金の案内をさせていただくことはできると思う。

○副委員長 除雪はその年の雪の量によって違うというか、降らなければ騒ぎにはならないが、降れば大騒ぎになるというのがもう毎年繰り返されているので、しっかりしたどういう方向で、どういうやり方で取り組んでいくのかというものをしっかり持っていらっしやると思うが、そういうことを業者ともしっかり確認をしながら除雪の取組を進めていっていただきたい。それでさっきも言ったが、なかなかもう市や委託業者だけで細かいところまで賄うということは難しくなっているから、その地域の中でどうやって除雪に対する協力体制を構築していくのかということを考えていかななくてはならない。今年の冬にすぐにできない、できるかどうかは別にしても、そこは区長会なんかとも協議をしながら、地域の中でそういう除雪に対する協力を得られるような協議をしていく必要があるのではないかと。であるから、例えば購入の補助金を少し上げるだとか、1回2時間程度の除雪に対するガソリン代の補助も見直しをしていくみたいなことも含めながら、その町での人材確保を支援するような取組など、総合的に地域でも、そういう除雪に取り組んでもらえるような仕組みを地域と一緒に検討していく時期ではないかと思うが、今後のそういった地域との取組についてのお考えなどがあればお聞かせいただければと思う。

○建設課長 地域との取組、連携についてであるが、まず除雪に対して地域でどういう問題があるかというのを全て把握しているわけではないので、区から相談があれば対応していきたいと思う。除雪機助成金の金額については、これまで金額が足りないという相談等は受けていないことから、金額については今までどおり、予算についても来年度も同じ額を予定はしている。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で建設課を終了する。

イ 都市計画課

・所管・調査事項報告

○委員長 次に、都市計画課の所管に係る事項について報告及び説明をお願いする。都市計画課長。

○都市計画課長 まず報告事項を1件、第45回沼田市都市計画審議会について報告する。

先月、11月27日に第45回沼田市都市計画審議会を開催した。山宮委員長にも委員として出席をしていただいているが、議事は用途地域の変更についてである。内容については7月の常任委員会でも報告をしているが、変更はないので、本日資料は総括図のみとしている。

審議会では、横塚工場適地南地区の沼田都市計画用途地域の変更を議題とした。これまでに農林調整、住民説明会、原案の公告縦覧等の法手続を経て、今回の審議会でも原案のとおり決定することに異議なしとの審議結果をいただいたものである。

その結果を受け、現在群馬県と最終的な本協議を行っているところであり、4月1日を告示の目途として作業を進めている。

続いて調査事項①、沼田市中心市街地土地区画整理事業について、7街区で先月開催された地元説明会の内容についてであるが、令和5年10月30日開催された会議については、定期的で開催している7街区の会議であり、地権者など8名の出席で開催された。2ページから4ページが当日の資料となる。区画整理事業の流れ、建物移転の流れになるが、現状は2ページ①、仮換地図案の合意に向け、協議を重ねているところである。当日はこの資料のほか現在協議を進めている仮換地図案があったが、協議中の図面であり個人の情報も記載されているので、本日配付することはできない。

次に、他の街区の進捗状況と工事の見通しについてであるが、資料5ページを御覧いただきたい。7街区のほか3街区、5街区、6街区の仮換地指定がなされていない街区において、合意形成に向けて同様の街区会議を定期的で開催している状況である。工事の見通しについては、建物移転、電柱等支障物件移転、接続道路の整備などの条件が整い次第、道路整備工事を進めているところである。

なお、黄色部分が現在施工中の本町通りの改良事業で今年度中には完了の見込みとなっており、道路・歩道の形は出来上がる見込みとなっている。その後、電線共同溝の電線等引込工事、各戸への引込工事を行った後、電柱を抜柱する計画となっている。

続いて②、景観形成への市の取組と県内市町村の取組状況についてであるが、市域の恵まれた自然や歴史的な景観を保全し、良好な景観の形成と快適な住環境を創出するためには、市民・企業の参加協力によるまちづくりが不可欠と考えている。

現在本市では、市民協力のもと景観の保全を図るため、様々な補助事業に取り組んでいる。

市民緑化推進事業や花いっぱい推進事業では、美しい景観のある住みよい住環境づくりを推進し、多面的機能支払交付金では農村景観形成向上等の共同取組活動に対し支援を行っている。

また、都市計画事業においては、環状線や都市公園の整備に際し、景観に配慮した街路樹の植栽を行うとともに年間を通じた維持管理を実施し、都市景観の保全に努めているところである。

県内景観行政の取組状況については、6ページを御覧いただきたい。県内35市町村中22市町村、約63%で景観計画策定済みとなっている。

この中で、11市町村がより細かいルールを定め景観形成を行う重点区域を定めている。

都市計画課からは以上となる。

○委員長 報告及び説明が終わった。内容について質疑を行う。まず報告事項、第45回沼田市都市計画審議会について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ次に調査事項、沼田市中心市街地土地区画整理事業について、まず1点目、7街区で先月開催された地元説明会の内容について。副委員長。

○副委員長 今回7街区で行われた説明会というのは一般的な土地区画整理事業についての説明で、具体的に仮換地でもう、あなたはこっちへ行ってください、あっちへ行ってくださいみたいな、具体的な事業に関わる話合いではなかったという理解でよろしいのかどうか、お聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 区画整理の仕組み、流れはもちろんなのであるが、その次の段階で、今仮換地の図案を作成しており、それについて街区の皆さんで協議をいただいている状況である。

○副委員長 これまでの土地区画整理事業については、熟度優先というか、熟度のあるところから事業を進めていきたいという答弁が歴代の市長から行われてきて、その考え方は今も変わってはいないのだと思うが、この7街区のそういった意味での熟度というか、事業を進めていくという熟度の達成というのが、まだ手がついてない街区の中から見れば、熟度が高まってきている状況になっているということで理解してよろしいのか。

○都市計画課長 先ほど冒頭にお話をした仮換地をしていない街区、3街区、5街区、6街区、7街区とあるわけなのであるが、今現在、街区会議において仮換地図案の検討を全ての街区で行っており、特にどこが進んでいるとかいう状況ではなく、全ての街区で検討しているという状況になる。今までの事業の流れで言うと、街区ごとの合意形成が全て整ったところから仮換地指定の手続に移行しているという状況になるので、そういう意味では全ての街区が同じレベルの検討状況ということになるかと思う。

○副委員長 特に7街区が進んでいるというわけではなくて全体的に残っているところが同じような状況だということが理解できた。それで沼田の中心市街地の区画整理なのであるが、どうしても取壊し移転ということが伴ってくるので、引き合い点ではないからどうしても時間がかかる。合意形成にも時間がかかる。それから工事を着手してからも取壊し、移転、新築ということで経費もかかるということで、なかなか時間、経費がかかるということで、地権者の合意を得るとというのが非常に難しいのではないかという気がするが、そういった取壊し、移転、新築という中で、地元の地権者の方々にもそれなりの負担がかかってくるわけであるから、なかなか合意をとるとするのは難しい事業ではないかと感じるが、沼田市としても莫大な費用がかかるわけだが、地権者の方々にとってもそれなりの負担がかかって、なかなか事業を進めていこうということが非常に難しい、だからここまで時間がかかったのではないかっていう気がするが、そういったことに対して担当課としてどのように感じておられるのか、また事業を進めていくに当たって今後何らかの対応をとっていかれるのかどうか、最後にお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 副委員長のおっしゃるとおり、今住んでいる家を取り壊すなり新築する

なりという行為は、本当に人生の一大イベントというか、そういうことであると思う。地権者にすごい負担をかけているというのは承知している。そういう部分も踏まえ、こちらのほうでも丁寧にその事業の内容を説明して、当然補償金を持って移転をしていただくわけなのであるが、その補償金の内容についても丁寧に説明をして、事業の協力をいただけるように今後とも頑張っていきたいと考えている。それと区画整理については、まず曳家できるかどうかの検討から始まる。曳家ができるようであれば曳家の補償、それができない場合は解体して新築というようなフローチャートとなっている。

○委員長 ほかに。野村委員。

○野村委員 仮換地の合意形成といっても、もう物すごく長い年数を経てきているわけではないか。3街区から7街区までも相当の、該当する住民の皆さんで亡くなっている人たちが大変多くなっているわけであろう。だからその相続をした人たちが全部市内にいるわけではないであろう。そういう人たちとの意見調整というか話し合いというのはできているのか。この仮換地の、まだ進んでない……、図面で見ると半分ぐらいはまだ仮換地が済んでいない。3、5、6、7街区で。そうすると、そういう話がちゃんと進んでいないと余計にこれからまた時間がかかるであろう。それと今、曳家の話が出たが、曳家というのは基本的に壊すのが惜しいような建物を曳家で移転をする。そのために曳家の補償を出すという、曳家の場合の基本的な考え方というのはどういう考え方でやっているのか、そこを教えていただければと思う。

○都市計画課長 まずはその亡くなっている方とか、遠いところに住んでいる方の関係だが、関係する方に、街区会議があれば出席いただけるよう通知をしたり、それがかなわなければ電話連絡をするなり、あとはその直接お住まいのところへ行ったりして、事業の説明を行っているという状況になる。それと2点目の曳家の考え方については、まずは曳家自体ができるかどうかの検討から始まり、それとあとは経済比較。補償金上の経済比較というところを検討しながら、経済的かつ合理的な補償方法を決めていくという流れになる。

○野村委員 2街区でそういう曳家の事例が1件あったと聞いているが、その事例のいろいろ話を聞くと、私なんかはちょっと曳家の保障がなぜ出たのか疑問に思うような事例なのである。だから、なるべくこれからの計画の中では、曳家の補償の話というのは具体的な話はなるべくしないで、補償で済ませるほうがやり方とすればスムーズに行くのかなという考えがある。それと、沼田市から具体的にこういうまちにしたいのだ、というものをここに住んでいる皆さんにお話をして、そこで住んでいる方たちが私たちはこういうまちにしたい、そういうこれからのまちづくりについての協議というものを積み重ねていかないと、本当の意味での中心市街地の土地区画整理事業にはならないと思うのである。その辺のお考えをお聞かせいただければと思う。

○都市計画課長 まず1点目の基本的に解体、新築で考えればいいかというところなのであるが、この補償金を計算するに当たって補償基準というものがある。その中でも合理的かつ経済的な方法を選択しなさいという、そういうルールになっているので、その検討をしながら算定をしているということになる。

それと、こういうまちにしたい、これからのまちづくりというところになるが、この事業を始めるときに、そういう基本的な計画をつくって進めてきたわけであるが、その部分については今現在も中心市街地活性化の会という会があるが、そういうところと市のほ

うで検討しながら、なるべく皆さんに理解していただけるようなところを説明しながら進めていきたいと考えている。

○野村委員 最後に7街区のことなのであるが、7街区について地元の説明会をやったという話であるが、比較的7街区は既存のお店が多いのである。ほかの街区と比べると。この既存のお店を経営している皆さんから、例えばこの7街区の、今のいわゆる御馬出し通りが、図面で見ると広がるであろう。今現在はかなり狭くて、車が一方通行になっているが、ここの図面を見るかなり広がるのである。そうするとこの道路の沿線、この広がる道路の沿線で今お店をやっている人たちから、例えば西側をそっくり駐車場にしてもらって、どこからでも、いわゆる本町通りからも車が入れる、それから裏の通りからの出入りもできる、そういうふうな駐車場にってもらって、商売がやりやすいようにできればというような、ここにいる人たちからの具体的なそういうお話というのは説明会の中で一切出ないのか。

○都市計画課長 そういう将来的なお店の再建計画等も考えながら、その会議で検討しているという状況になる。今後商売を続けたい、この先はちょっと難しいかなという、そういう意見も聞きながら、会議の中で検討している状況になる。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、他の街区の進捗状況と工事の見通しについて。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、2の景観形成への市の取組と県内市町村の取組状況について。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ以上で都市計画課を終了する。

以上で都市建設部各課の所管事項報告・調査事項説明を終了する。

次回の委員会について、事務局より日程等を説明させる。事務局。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。次回の委員会については、事務局からの提案どおりに実施したいと考えるが、これについてはよろしいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、その日程ということで決定する。

以上で都市建設部を終了する。

(当局退室)

(4) 都市建設部各課の調査事項検討・意見交換

○委員長 それでは、次第の(4)都市建設部についての調査事項検討及び意見交換に入る。発言のある委員は挙手の上お願いする。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ私から、今遊覧坂の県の消雪の工事が進んでいるが、今後の計画について知りたい。県に聞けば分かるが、沼田市のほうに県からどういうふうに報告されているのかということをお知らせいただければと思う。

あとは三峰の太陽光のところの進捗があれば報告をお願いしたい。なければなしでい

いのであるが。もう盛土ではない。計画がオーケーであったので事業計画の進捗について変化があれば。スパンというか進捗が遅い感じがする。前回は何も言わなかった。1回おきにしようかなという話だったので、状況について。

○木内委員 その進捗状況によると思うが、道路の修繕というも含めて。

○副委員長 林道がまだ通れない。林道は農林課になるが、その協議がもし進んでいるのであればその辺についてはどうなっているかぐらいは聞いてもいい。把握していれば。分からないと言われてしまえばそれまでであるが。

○委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければここで調査事項について事務局に確認をさせるのでお聞き取りいただきたい。事務局。

(事務局 調査事項について確認)

○委員長 確認が終わった。ただいまの内容のとおりさせていただくのでよろしく願います。

以上で都市建設部の所管に係る調査事項検討と意見交換を終了する。

(5) 今後の日程について

○委員長 それでは、(5) 今後の日程について事務局より日程案説明を行う。

(事務局説明)

○委員長 説明が終わった。皆様そのように御承知おきいただきたいと思うのでよろしく願います。

ほかに、委員から何かあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 なければ、以上で経済建設常任委員会を終了する。